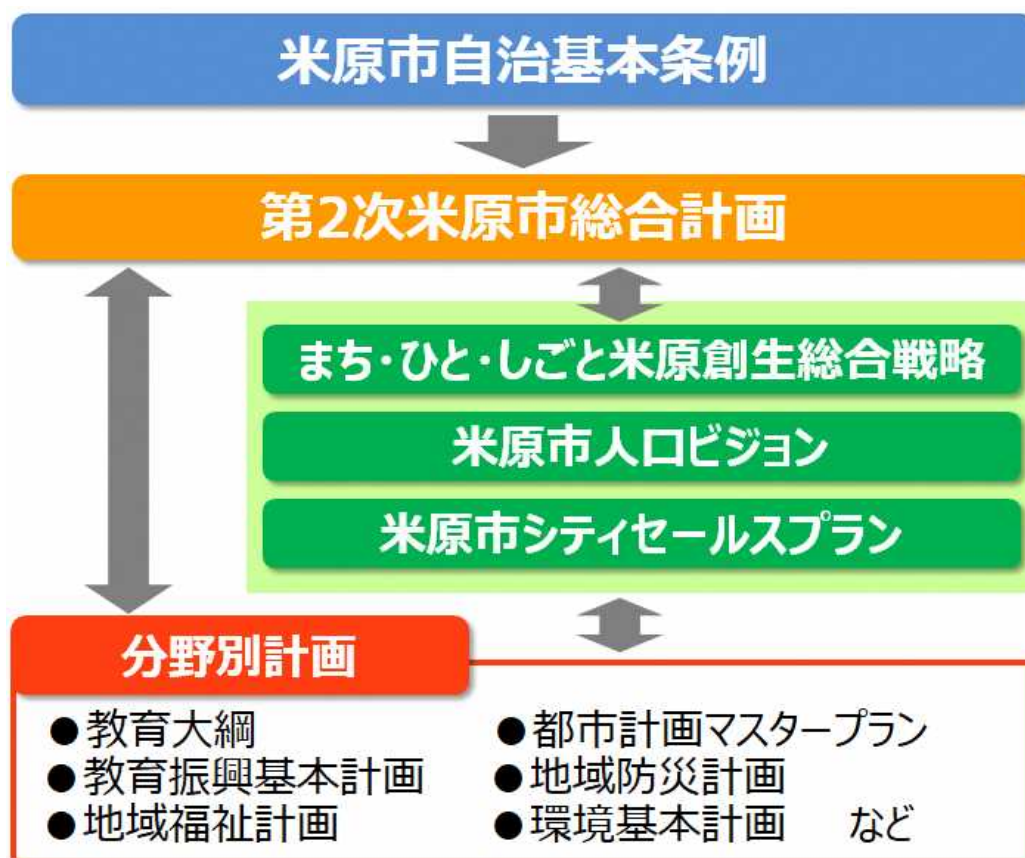


米原市自治基本条例とは

- 『米原市自治基本条例』は、平成 18 年 7 月 1 日に公布した市のまちづくりの基本的な方向性を示す理念的な条例です。具体的な規制や制限を設けている条例ではなく、世代を超えて住み続けられる魅力あるまちづくりを推進するための基本的な事項を定めています。
- 『米原市自治基本条例』の理念に基づき、米原市総合計画では、市の将来像とその実現のための指針として、向こう 10 年のまちづくりの方向性を示します。



- 『米原市自治基本条例』の実効性を高め、市民、事業者等および市による推進体制を確保するため、『米原市自治基本条例推進委員会』を設置しています。
- 『米原市自治基本条例推進委員会』は、『米原市自治基本条例』に基づく政策の制度化、事業の改善およびまちづくり体制の整備等の運営状況を定期的に検証評価するとともに、米原市総合計画やまち・ひと・しごと米原創生総合戦略の策定・見直しについて調査審議する役割を担います。

(趣旨)

第 1 条 この規則は、米原市自治基本条例(平成 18 年米原市条例第 43 号。以下「条例」という。)第 28 条に規定する米原市自治基本条例推進委員会(以下「推進委員会」という。)の組織および運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 推進委員会は、委員 12 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、または任命する。

- (1) 公募による市民
- (2) 条例第 2 条第 3 号に掲げる事業者等(以下「事業者等」という。)
- (3) 識見を有する者
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める者

3 市長は、前項第 2 号に掲げる委員の選任に当たっては、公募の方法によるよう努め、公募による者がなかった場合は、市が指定する事業者等から推薦された者を委嘱するものとする。

(所掌事務)

第 3 条 推進委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 条例第 28 条第 2 項に規定する是正等を求めるために必要な調査等に関すること。
- (2) 条例第 28 条第 3 項に規定する意見書を提出するために必要な調査に関すること。
- (3) 条例第 28 条第 4 項に規定する答申等を提出するために必要な調査審議に関すること。
- (4) 総合計画の策定および総合計画に関する事項について調査審議すること。
- (5) まち・ひと・しごと創生法(平成 26 年法律第 136 号)第 10 条第 1 項に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略(以下「総合戦略」という。)の策定および見直しに関すること。
- (6) 総合戦略に関する施策の評価に関し必要な事項を調査審議すること。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とし、再任されることを妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長および副会長)

第5条 推進委員会に会長および副会長1人を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、推進委員会を総理し、会務を代表する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進委員会の会議(以下「会議」という。)は、年1回以上開催し、開催する場合は、会長が招集し、会長は会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の総意をもって決することを原則とする。

4 会議は、原則として公開とする。ただし、会長が会議を公開することにより、公平かつ円滑な議事運営に支障が生じると認める場合は、会議を公開しないことができる。

5 市長は、推進委員会における会議の内容等を市民に広く周知するよう努めなければならない。

(庶務)

第7条 推進委員会の庶務は、政策推進部政策推進課において処理する。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、会長が推進委員会に諮って定める。

○米原市自治基本条例推進委員会公開要綱

平成 19 年 10 月 1 日
告示第 214 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、米原市自治基本条例推進委員会(以下「推進委員会」という。)の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

(公開の方法等)

第 2 条 会議の公開は、会長が傍聴を希望する者に許可することにより行う。

2 推進委員会の会長は、会議を公正かつ円滑に運営するため、会場の秩序の維持に努めるものとする。

(会議を傍聴できる者)

第 3 条 公開とした会議は、米原市自治基本条例推進委員会傍聴要領(以下「傍聴要領」という。)に定めるところにより傍聴を許可しない者を除き、何人も傍聴することができる。

(傍聴人の発言)

第 4 条 会長は、傍聴人から発言を求めることができるものとする。ただし、傍聴人は、紛糾したり、会議の進行を妨害するような発言をすることはできない。

2 前項ただし書の規定に従わない発言者および会長の指示に従わないで会議の進行を妨害する者に対して、会長は、会議の会場から退場を命ずることができるものとする。

(傍聴の定員)

第 5 条 傍聴の定員は、定めない。ただし、会場における適正人員を超えるときは、傍聴人の数を制限することができる。

(傍聴手続等)

第 6 条 傍聴の手続その他傍聴については、傍聴要領に定めるとおりとする。

(会議の公開の例外)

第 7 条 会長は、米原市自治基本条例推進委員会規則第 5 条第 4 項ただし書の規定により会議を非公開にすると認められる場合があるときは、あらかじめ推進委員会に諮り会議の出席委員の 3 分の 2 以上の賛同を要するものとする。

2 会長は、会議を非公開と決定した場合は、その理由を示さなければならない。

(資料の閲覧)

第 8 条 会議の資料については、原則として閲覧に供するものとする。

(会議録の作成等)

第 9 条 会議の会議録は、速やかに作成するものとする。

2 公開された会議の会議録は、閲覧に供するものとする。

3 会議の概要や意見等は、ホームページ等を活用し、公表に努めるものとする。

(その他)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が推進委員会に諮って定める。